

下野市後期高齢者保健福祉計画

地域包括ケアシステムの構築のための主な取組みについて

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(52)11115

地域包括ケアシステムの構築のために、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう取り組む主な施策は次のとおりです。

1 在宅医療・介護連携の推進

「下野市医療・介護連絡協会」（仮称）を発足します。医療と介護の更なる連携を推進し、地域の医療・介護サービス資源の把握や連携の課題を抽出し対応を協議します。

2 認知症施策の推進

2015年1月厚生労働省により、2025年の認知症患者は、現状の約1.5倍となる700万人を超えるとの推計が発表されています。市では、認知症を正しく理解し、早期発見・早期治療のため「認知症初期集中支援チームの設置」や認知症の人が地域で安心して暮らせるために必要な医療と福祉などの多職種の

連携が一目でわかるように「認知症ケアパス」を作成するなど、支援体制を整えます。

3 生活支援サービスの基盤整備の推進

高齢者が交流を深め、近隣で助け合いを育む生活支援や介護予防の場となるよう「地域ふれあいサロン」や「高齢者見守りネットワーク事業」の充実により、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援を行います。

4 高齢社会に対応する居住環境施策との連携

要介護状態になっても、在宅での生活が継続できるように、居住系サービスの充実をしていきます。また、在宅での生活が難しくなったときのために、特別養護老人ホームなどの施設系サービスの整備を図ります。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取組み

今回の介護保険法の改正

は、医療・介護一体改革に向け「医療から介護へ」「施設から在宅へ」の方向性を踏まえたものであり、2025年を目標とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けた第一歩であると言われています。

この法改正に盛り込まれた「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）は、運動、口腔栄養改善、在宅生活を継続するための日常的な生活支援等を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者が対象となる体操教室等を行う「一般介護予防事業」から構成されます。下野市では、平成29年4月からの実施に向けて準備を進めています。生活支援・介護予防は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、地域包括ケアシステムの基本となるものです。

